

市会議第 8 号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほかに 51 名
〔 自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団 〕

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
第 2 条及び附則第 2 項中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について，その期間を延長する必要があるので提案する。